

屋外広告業の登録手続について

1 登録の手続（新規・更新）

相模原市内において屋外広告業を営もうとする場合は、市長の登録を受ける必要があります。登録の有効期間は5年です。また、有効期間の満了後に、引き続き市内で屋外広告業を営む場合は、更新の登録を受けなければなりません。更新の申請は、登録の有効期間の満了の日の90日前から30日前までの間に行ってください。

(1) 提出書類

申請書	屋外広告業登録申請書（第13号様式）
添付書類	法人 登録拒否事由に該当しない旨の誓約書（第14号様式） 登記事項証明書（※） 業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書類（※） 業務主任者の資格証明書
	個人 登録拒否事由に該当しない旨の誓約書（第14号様式） 住民票の写し又はこれに代わる書類（※） 業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書類（※） 業務主任者の資格証明書
返信用封筒	登録通知書の郵送を希望する場合、返信用封筒に宛先を明記し、返信に必要な郵便料金の切手を貼付してください。

（注1）※印の書類は発行後3ヶ月以内、かつ最新の内容のもの

（注2）住民票の写しはマイナンバー（個人番号）の記載のないもの

（注3）申請を第三者に委任するときは、委任状を添付してください

(2) 登録申請手数料 10,000円

（申請後に市が発行する納入通知書により、指定金融機関で納入してください。）

(3) 登録の拒否事由

次のいずれかに該当する場合、登録はできません。

- ア 申請書若しくは添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき
- イ 登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- ウ 法人が登録を取り消された場合で、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- エ 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- オ 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- カ 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ～オのいずれかに該当するもの
- キ 法人でその役員のうちイ～オのいずれかに該当する者があるもの
- ク 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 登録事項変更の手続

登録の内容に変更が生じたときは、30日以内に次の書類を提出してください。

届出書	屋外広告業登録事項変更届出書（第17号様式）		
添付書類	法人	名称・住所・代表者	登記事項証明書（※）
		営業所（商業登記の変更を要する場合）	登記事項証明書（※）
		役員	登録拒否事由に該当しない旨の誓約書（第12号様式） 登記事項証明書（※）
		未成年者の法定代理人	登録拒否事由に該当しない旨の誓約書（第12号様式） 法定代理人の住民票の写し（※） 法定代理人であることの証明書
		業務主任者	業務主任者の住民票の写し（※） 業務主任者の資格証明書
	個人	商号・氏名・住所	住民票の写し又はこれに代わる書類（※）
		未成年者の法定代理人	登録拒否事由に該当しない旨の誓約書（第12号様式） 法定代理人の住民票の写し（※） 法定代理人であることの証明書
		業務主任者	業務主任者の住民票の写し（※） 業務主任者の資格証明書

（注1）※印の書類は発行後3ヶ月以内、かつ最新の内容のもの

（注2）住民票の写しはマイナンバー（個人番号）の記載のないもの

（注3）申請を第三者に委任するときは、委任状を添付してください

3 廃業等の手続

市内での営業を廃止したときは、30日以内に次の書類を提出してください。

届出書	屋外広告業廃業等届出書（第19号様式）
-----	---------------------

（注1）申請を第三者に委任するときは、委任状を添付してください

4 その他

- （1）営業所ごとに「屋外広告業者登録票（第7号様式）」を作成し、公衆の見やすいところに掲示してください。
- （2）営業所ごとに備えるべき帳簿の様式は、「屋外広告業帳簿（第9号様式）」のとおりです。
- （3）1～3の書類の提出は、担当課へ郵送するか、窓口へ持参してください。